

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「集会、宣伝会等」を「集会等」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 庁舎内において、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項の無人航空機その他これに類する物を飛行させること。

第五条第二項中「様式第二号」を「」の下に「、同項第三号の行為に係る許可申請は無人航空機等飛行許可申請書（様式第三号）」を加え、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第四項中「当り」を「当たり」に改める。

第六条第二項中「まで」を削り、「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第九条第二項中「様式第五号」を「様式第六号」に改める。

様式第五号を様式第六号とし、様式第四号を様式第五号とし、様式第三号中「~~で~~先」を「~~で~~先」に改め、同様式を様式第四号とし、様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

無人航空機等飛行許可申請書

年 月 日

（宛先）

庁舎管理責任者

職 氏 名

申 請 者

住 所

氏 名

㊞

埼玉県庁舎管理規則第5条の規定により、次のとおり許可を受けたいので申請
します。

場 所	
日 時	年 月 日から 時 分から の 日間 時 分まで 年 月 日まで 時 分まで
申請に係る 行為の概要	

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。